

旭川市科学館の観覧料減免対象者について

旭川市科学館において、観覧料の減免対象となる方は次のとおりです。

1 免除

	対象者	区分	種別番号	種別	備考
(1)	障害者手帳の交付を受けている方			身体障害者手帳	自治体により呼称が異なる場合があります
				療育手帳	
				精神障害者保健福祉手帳	
(2)	要介護の認定を受けている方			要介護1～5	要支援の認定を受けている方は対象となりません
(3)	介助をする方			(1)もしくは(2)に該当する方の介助をする方	(1)もしくは(2)に該当する方と同人数までとなります
(4)	引率者	障害児通所支援事業	①	児童発達支援	
			②	医療型児童発達支援	
			③	放課後等デイサービス	
			④	居宅訪問型児童発達支援	
			⑤	保育所等訪問支援	
		放課後児童健全育成事業	⑥	留守家庭児童会	自治体により呼称が異なる場合があります
			⑦	学童保育	
			⑧	放課後児童クラブ	
			⑨	学童クラブ	
			⑩	学童保育所	
		児童福祉施設	⑪	助産施設	
			⑫	乳児院	
			⑬	母子生活支援施設	
			⑭	保育所	
			⑮	幼保連携型認定こども園	
			⑯	児童厚生施設	
			⑰	児童養護施設	
			⑱	障害児入所施設	
			⑲	児童発達支援センター	
			⑳	児童心理治療施設	
			㉑	児童自立支援施設	
			㉒	児童家庭支援センター	
		認可外保育施設	⑳	認可外保育施設	都道府県知事に届出を行っている施設に限ります
		地域型保育事業	㉔	小規模保育事業	市町村による認可を受けた事業に限ります
			㉕	家庭的保育事業	
			㉖	事業所内保育事業	
			㉗	居宅訪問型保育事業	
		学校・教育機関	㉘	幼稚園	教育活動として来館する場合に限り ※法令に設置根拠を持たない無認可校を除く
			㉙	小学校	
			㉚	中学校	
			㉛	義務教育学校	
			㉜	高等学校	
			㉝	中等教育学校	
			㉞	特別支援学校	
			㉟	大学	
			㊱	高等専門学校	
			㊲	専修学校	
			㊳	各種学校	
			㊴	フリースクール 教育支援センター	
		一般団体 ①～㉔に該当しない団体	㉔	一般団体	団体見学申込書による観覧希望者の引率に当たる方のうち、 引率する団体員数の10分の1まで となります
(5)	職務として観覧者に同行する方			カメラマン	観覧を目的としない方となります
				看護師	
				通訳 など	

(2) 減額 5割減額

- ① 旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町に居住する70歳以上の者
- ② 旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町の高校生20名以上の団体